

セコムパスポート for Web サービス利用規定

記

1.(目的)

お客様は、本利用規定の内容を十分理解し、セコムトラストネット株式会社(以下「セコム」といいます)が提供する「セコムパスポート for Web サービス」(Entrust 社が作成する Entrust.net 証明書を発行するサービスをいいます。以下「本サービス」といいます)の利用をセコムに申込みます。

セコムは、お客様の申込内容をセコムの定める基準に基づき審査し、Entrust 社に対して証明書の発行を要請します。また、セコムはお客様の要請に基づき、「セコムWeb ステッカー」(以下「本ステッカー」といいます)を貸与します。

お客様は、当該証明書を受領後、申込時に特定した Web サーバに当該証明書をインストールすることによって、所定の方法による暗号化通信を実現するとともにお客様の取引先に対して、当該 Web サーバがお客様の管理下にあることを表示できます。また、お客様は本ステッカーを所定の場所に貼付できます。

2.(同意事項)

お客様は以下に定める同意事項の内容が、お客様とセコムとの契約に適用されることを確認します。ただし、同意事項の内容と本利用規定の定めが異なる場合は本利用規定の定めが優先して適用されるものとします。

- ・ Entrust 社が定める以下の同意事項

「Entrust SSL Web Server Certification Practice Statement」(以下「CPS」とします)

「Entrust SSL Web Server Certificate Subscription Agreement」(以下「加入同意書」とします)

- ・ 上記同意事項を確認できる URL

CPS : <http://www.secomtrust.net/service/ninsyo/cpse.html> (英語)

<http://www.secomtrust.net/service/ninsyo/cpsj.html> (日本語)

加入同意書 : <http://www.secomtrust.net/service/ninsyo/pdf/agreement.pdf> (英語)

<http://www.secomtrust.net/service/ninsyo/pdf/agreementj.pdf> (日本語)

3.(審査)

セコムは日本国内に活動拠点を有する、会社その他の法人およびその他セコムが認めた組織、個人事業者を対象として本サービスを提供するものとします。ただし、セコムが以下の各号に抵触する行為、またはその恐れのある行為を行っているとは判断したときはこの限りではありません。

- ・ 公序良俗に反する行為
- ・ 犯罪行為
- ・ 他人の著作権を侵害する行為
- ・ 他人の財産、プライバシー等を侵害する行為
- ・ 他人の名誉を毀損しあるいは誹謗中傷する行為
- ・ その他法令に違反する行為
- ・ セコムの運営を妨げ、もしくはセコムの信頼を毀損する行為

4.(証明書の発行等の手続き)

お客様は本サービスの契約申込にあたり、別紙「セコムパスポート for Web サービス」お客様組織別提出書類基準に基づく必要書類を「セコムパスポート for Web サービス」契約申込書および送付書に添付の上、所定の方法により提出するものとします。

セコムは、お客様から提出いただいた書類等をセコムの審査基準に基づき審査し、審査結果をお客様に通知します。審査結果が登録受理の場合、お客様は、契約料金をセコム指定の口座に振込送金します。なお、審査結果が登録不受理の場合、セコムはお客様から提出いただいた書類等については破棄するものとします。

セコムは、審査結果登録受理後、Entrust 社へ証明書作成の依頼を行います。

セコムは、Entrust 社から証明書を受領後すみやかに、お客様が指定する送付先へ所定の方法により送付します。

また、お客様の要請に基づき、お客様が指定する送付先へ本ステッカーを所定の方法により送付します。

お客様は、にて取得した証明書を契約申込書に記入した Web サーバにお客様自らの責任でインストールするものとします。

お客様は、にて貸与された本ステッカーを契約申込書に記入した Web サーバおよび、当該 Web サーバと同一のドメインを有する Web サーバにお客様自らの責任で貼付するものとします。

5.(契約料金)

お客様は、有効期間に応じて定められた契約料金を、セコムからの請求書受理後 30 日以内に振込手数料をお客様の負担にて、セコムが指定する口座に振込送金して支払うものとします。

6.(サービス提供の一時停止)

セコム側の原因によらないでサービスを提供することができなくなったときは、その状態のやむまでの間、セコムはサービスの提供を停止します。この場合、セコムはサービスの提供についての義務を一切免れるものとします。

7 .(証明書 の 失効)

お客様は、発行された証明書の有効期間内に、証明書の信頼性が損なわれる事態(たとえばお客様が管理する秘密鍵が外部に漏れた恐れのある場合など)が生じた場合は、すみやかにその旨セコムに連絡するものとし、セコムはすみやかに Entrust 社に失効を要請します。

セコムは、お客様からの証明書失効要請があった場合、またはお客様が第3項のただし書きに抵触したことをセコムが確認した場合、もしくはお客様が第5項の契約料金を支払わない場合お客様にその旨連絡した上で、すみやかに Entrust 社に失効を要請します。

セコムは、 による Entrust 社の処理結果をすみやかにお客様に連絡します。

8 .(証明書 情報 の 変更)

お客様は、証明書に含まれるお客様の組織名・住所などの情報に変更が生じた場合で、証明書情報の変更を希望する場合は、再契約となることをあらかじめ承諾するものとします。

9 .(権利 ・ 義務 の 譲渡 禁止)

お客様およびセコムは、相手方の事前の文書による同意なしではこの契約に関する権利・義務を第三者に譲渡できません。

10 .(複製 等 の 禁止)

お客様は、証明書、本ステッカーの複製、および第三者への譲渡ならびに本サービス以外の用途における無断使用を一切行わないものとします。

11 .(有効 期間)

契約の有効期間は、セコムが契約申込を承諾した時から第7項により失効する時までの間または証明書の有効期間内とします。証明書の有効期間を延長する場合は、再契約となることをあらかじめ承諾するものとし、再度セコムパスポート for Web サービス契約申込書に所定の事項を記入の上、必要書類を添付し、申込むものとします。

12 .(本 ステッカー の 返却)

お客様が本ステッカーをセコムより貸与されている場合、お客様は、前項の有効期間が終了したときは直ちに本ステッカーを所定の方法によりセコムに返却するものとします。

13 .(利用 規定 の 変更)

セコムは、お客様に事前に通知することなく合理的な範囲で、本利用規定の内容を変更できるものとします。

14 .(サービス の 終了)

セコムは、やむを得ない事由が発生したときは、3か月前までに文書または電子メールで予告することにより、契約を終了させることができます。

15 .(責任)

セコムは、Entrust 社が発行した Entrust.net 証明書に起因して発生したお客様の損害に対し、受領した契約料金を上限とし、残存利用月数(1か月未満は切捨て)相当額をお客様に賠償するものとします。セコムはそれ以外の一切の責任を有しないものとします。

16 .(準拠 法)

本契約は日本法によって律せられるものとします。

17 .(管轄)

本契約に関する紛争は東京地方裁判所を管轄裁判所とします。

18 .(協議 事項)

本利用規定の取り決めについて疑問が生じた場合、または本利用規定に取り決めのないことについては、お客様・セコム双方誠意を持って協議し、これを解決するものとします。